**第１９号様式⑥（一般社団法人への組織変更の場合）**

**農業協同組合法第４９条第２項（第３項）及び第５０条第２項の規定による**

**手続を完了したことを証する書面**

　　農業協同組合法第８０条において準用する同法第４９条第２項（第３項）の規定により　債権者に対し、　　　農業協同組合（　　　農事組合法人）は一般社団法人へ組織変更を　することにつき異議ある者は　　　年　　　月　　日までに申し出るように、　　　年　　　月　　日　　新聞（及びこの組合の掲示場）に公告し、かつ、知れたる債権者に同様の　催告をしたところ異議を述べた債権者は下記のとおりであり、同法第５０条第２項の規定　によりこれに対して弁済等の処置を完了したこと（当該解散をしてもその債権者を害する　おそれがないこと）に相違ありません。

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　農業協同組合（農事組合法人）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表理事　　　氏　　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（署名又は記名押印のこと。）

記

異議申出者　　　　　名

総　金　額　　　　　円

内　　　訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 異議申出者 | 住　　　所 | 債権の種類 | 金　額 | 弁済等の別 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（記載上の注意）

１．弁済等の別欄には弁済等の方法（弁済、担保提供、財産の信託）を記載すること。

２．法第８０条において準用する法第４９条第３項の規定による公告を行う場合は、下線部を「　　　年　　月　　日　付け官報第　　号及び　　　年　　月　　日　　新聞に公告（電子公告による公告）」とすること。

３．当該組織変更をしてもその債権者を害するおそれがないときは、「弁済等の別」を「債権者を害するおそれがない理由」とし、その旨記載すること。